

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第82号

(平成27年8月)

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

平成26年度消費生活相談の状況 (2・3面)

エアコン・扇風機の事故に注意! (4面)

1 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった “振り込め詐欺” や “個人情報” の詐取” にご注意ください!!

平成26年4月からの消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成27年度においても、市民税が課税されていない方に「臨時福祉給付金」、児童手当を受給されている方に「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

これらの給付金の支給対象となる方には、京都市からそれぞれの申請書を送付していますが、給付金の支給の関係で、京都市や厚生労働省の職員などが、市民の自宅を訪問したり、電話で次のようなことを尋ねたり、確認したりすることは、絶対にありませんのでご注意ください。

- 口座番号を尋ねる。
- 手数料などの振込みを求める。
- 銀行やコンビニなどのATM (現金自動支払機) の操作を指示する。



左のようなことを言われても、絶対に番号を教えたり、現金の振込みや手渡しをしないでください!



ご自宅や職場などに市役所や区役所・支所、又は厚生労働省の職員と名乗る者から不審な電話や訪問があれば、迷わず110番してください。

文書などが届いた場合は、最寄りの警察署(又は警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

<臨時福祉給付金>

- 支給対象者：次の①～④の全てを満たす方
 - ① 平成27年1月1日時点で京都市に住民票がある方
 - ② 平成27年度の市民税が課税されていない方
 - ③ 平成27年度の市民税が課税されている人に扶養されていない方
 - ④ 生活保護などを受けていない方
- 支給対象者には、平成27年8月4日(火)から順次、申請書を送付しています。
- 申請期限：平成28年2月4日(木)(当日消印有効)

問合せ先 京都市臨時福祉給付金担当
電話 075-251-2360 FAX 075-251-2361

<子育て世帯臨時特例給付金>

- 支給対象者：平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く。)の受給者
- 対象児童：支給対象者の平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く。)の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象児童を含む。(併給可))
- 支給対象者には、児童手当の現況届と一体の様式又は独自申請書を送付しています。
- 申請期限：平成27年12月1日(火)まで(当日消印有効)

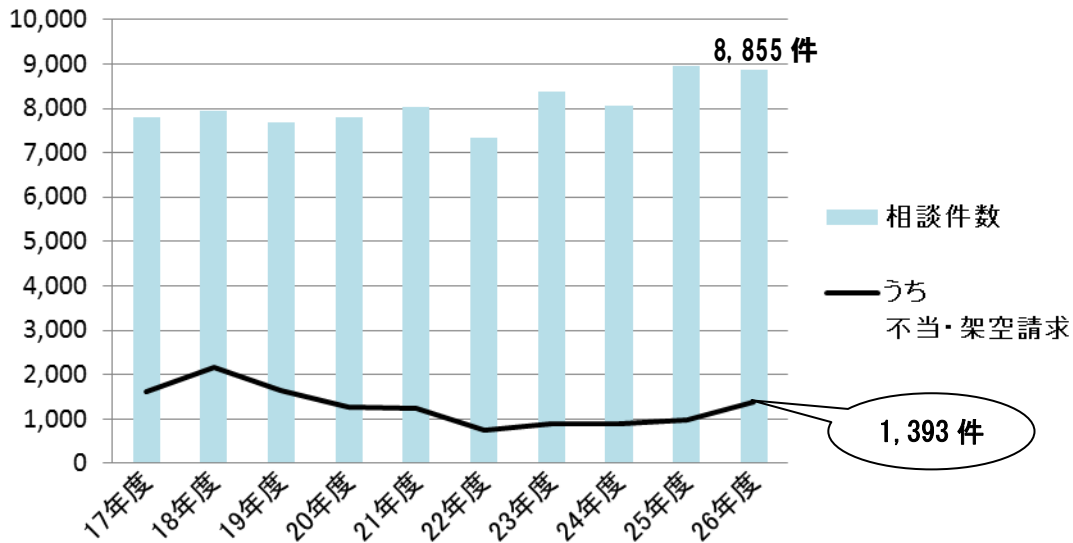
問合せ先 京都市子育て世帯臨時特例給付金担当
電話 075-251-1255 FAX 075-251-1266

2 平成26年度消費生活相談の状況をまとめました！

平成26年度の消費生活総合センターにおける消費生活相談件数は**8,855件**（対前年比-9.3件，-1.0%）となり，前年度と比べて**ほぼ横ばい**となりました。

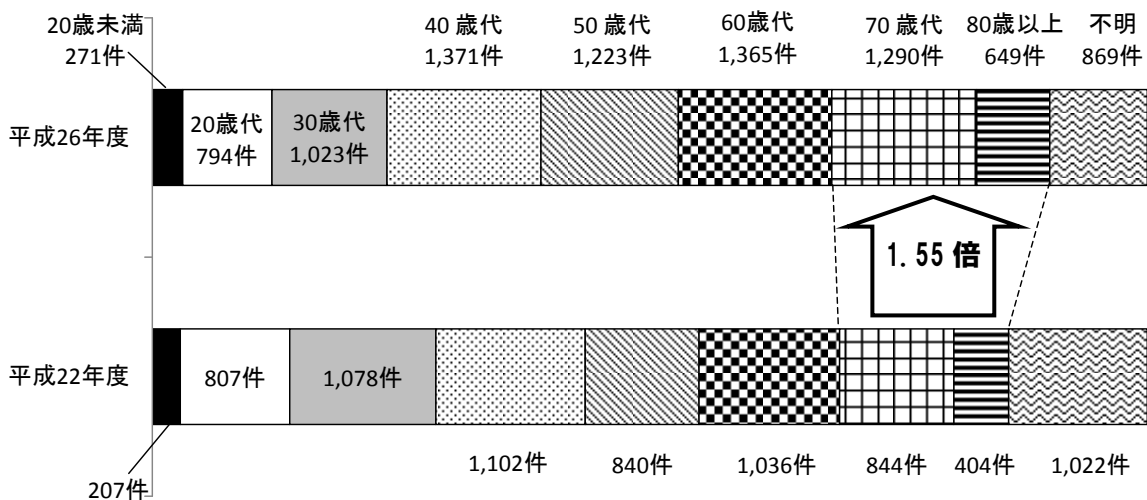
また，不当・架空請求に関する相談件数は，平成25年度の980件に対し，平成26年度は**1,393件**と増加しています。これは，はがきや電子メールによる架空請求や，アダルトサイト等によるワンクリック請求が大半を占めています。

消費生活相談の年度別総件数 推移



■ 年齢別の相談件数

平成26年度は，**70歳以上からの相談件数**が1,939件で全体の21.9%を占め，平成22年度（1,248件）と比べると**約1.55倍の増加**となっています。



こうした状況をふまえて，高齢者だけでなく，高齢者の見守り活動を行う方々に対しても，より積極的に啓発を進め，被害の発生・拡大を未然に防ぐ体制を広げていく必要があると考えられます。



■ 相談の多い販売・勧誘方法及び手口

相談件数が多く、注意すべき販売・勧誘方法及び手口の主な特徴は、次のとおりです。被害に遭わないためには、相談の多い事例などの「情報」を集めることはとても有効ですので、ぜひ参考にしてください。

<相談の多い販売・勧誘方法>

1位 インターネット通販 1,709件

- 【例】・アダルトサイトを見ようとしたら料金を請求された。
・インターネットで注文した商品が届かない。
- ※ 30歳代～60歳代の幅広い年代から相談が寄せられています。30歳代以下の世代では、上記のようなリスクが知られるようになり、トラブルが減少していますが、40歳代以上では、こうしたリスクがまだ十分に知られていないようです。



2位 電話勧誘 703件

- 【例】・通信プランの変更と持ちかけ、プロバイダの変更をさせる勧誘の電話が掛かってきた。
・未公開株等の勧誘の電話が掛かってきた。
- ※ 60歳代～80歳代の高齢者からの相談が多いです。



3位 家庭への訪問販売 399件

- 【例】・新聞購読で、長期間の契約や先付け契約（何年か先から始まる契約）を結ばされた。
・新築マンションを訪問し、既に取り付けられた浄水器と別の機器を勧められた。
- ※ 60歳代～80歳代の高齢者からの相談が多いです。



<相談の多い手口>

1位 無料商法 223件

- 【例】・「無料」をうたったサイトを見ようとしてクリックしたら、料金を請求された。
- ※ 30～70歳代の幅広い年代から相談が寄せられています。



2位 二次被害 101件

- 【例】・以前投資した原野商法の損害を回復できるとうたい、別会社から土地の測量の勧誘や管理料の支払を請求された。
- ※ 70～80歳代の高齢者からの相談が多いです。



3位 次々販売 87件

- 【例】・リフォームした住宅で、さらに工事が必要と勧誘された。
- ※ 70～80歳代の高齢者からの相談が多いです。

3 そのエアコン・扇風機は大丈夫ですか？

思わぬ事故に

ご注意！

残暑が厳しい日々が続いていますが、みなさまのご自宅ではエアコンや扇風機を安全に使えていますでしょうか。使い慣れている家電製品でも思わぬ事故が発生することがあります。今一度、身の周りのエアコンや扇風機をご確認ください。

事例

- ① エアコンのコードがコンセントに届かなかったため、延長コードを用いて接続していたところ、火災が発生し、住人が亡くなった。
- ② 扇風機を使用中にその場を離れて戻ったところ、扇風機が燃えており、扇風機とその周辺が焼失する火災が発生し、1人がやけどを負った。電源コードが途中で断線しており、先端が溶けてしまっていた。

アドバイス

- エアコンの場合、通常の延長コードを使うと、電源を入れたときにコードの容量を超える電流が流れ、異常発熱し、火災が起こることがあります。**コードがコンセントに届かない場合は、業者に配線を依頼するようにしましょう。**
- 電源コードの断線を防ぐために、**電源コードを家具で踏みつけたり、引っ張ったりしないようにしましょう。**また、**組立て式の扇風機の場合は、隙間に電源コードを挟まないように注意しましょう。**



【編集後記】 私事で恐縮ですが、先日祖母と話していたときに、「個人情報削除してあげますって電話かかってきたよ！」と言われました。一度そういう電話があると、手を変え品を変え、いろいろな手口の電話が何度もかかってくるらしいです。幸い、祖母は相手にせずに事なきを得たのですが、普段から、ご近所のお友達と「うちにはこんな電話があった」などと情報交換しているらしく、最新の手口に詳しくだったので驚きました。このように日頃から情報を得ておくことは大切で、他人の体験談を、自分の教訓にすることで、自分自身が体験した場合と同じ効果が得られると思うのです。このような、みなさまのお役に立てるような情報をこれからも発信していきたいと思います。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160さいむゼロ（多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝休日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

* 年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



平成27年8月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第274427号